

# 令和3年度埼玉県水質分析精度管理調査実施要領

## 1 目的

埼玉県内に事業所を持つ分析機関（以下「県内計量証明事業者」という。）が同一標準試料を分析し、測定方法や測定結果を比較考査することにより、分析業務における改善点や注意点について検討し、県内計量証明事業者の分析精度の向上を図る。

## 2 参加対象機関

- (1) 県内計量証明事業者のうち参加を希望する者
- (2) 各環境管理事務所の工場・事業場排水等水質分析業務受託者
- (3) (2)以外で、埼玉県が発注した水質分析を含んだ業務の受託事業者
- (4) (1)、(2)及び(3)以外で、県が参加を認めた者

## 3 分析項目

- (1) 生物化学的酸素要求量（BOD）
  - (2) 1,4-ジオキサン
- ※ 2項目の参加でも、1項目の参加でも可能です。この場合、参加する項目のみについて標準試料に係る費用を試料作製事業者にお支払ください。

## 4 実施期間・場所

- (1) 試料の配布

試料着日：令和3年7月26～29日（月～木）を予定

※ BOD標準試料は参加者に郵送で配付します。

**※ 1,4-ジオキサンについては、臨時配布場所（別紙1）での受取りとなります。**

- (2) 分析結果等報告会

日時：令和3年10月下旬から11月上旬を予定

場所：環境科学国際センター（埼玉県加須市上種足（かみたなだれ）914）

※ 報告会前に中間取りまとめを行い、参加機関に結果を送付します。

※ 報告会については、ZOOM等を用いたリモート報告会若しくは中止とする場合があります。

## 5 分析方法

項目(1)及び(2)について、昭和49年環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（最終改正：平成31年環境省告示47号）に定める方法による。

- (1) 生物化学的酸素要求量（BOD）
- (2) 1,4-ジオキサン

※ 分析に係る測定回数は3回とします。（1つの項目につき同量の試料を3検体採取し、並行測定を行います）。

## 6 報告方法

- (1) 分析結果は、定められた様式（分析結果記入表）により報告する。
- (2) 採用した分析方法、分析条件等について、定められた様式により報告する。
- (3) 分析結果解析の参考とするため、標準作業手順書又はマニュアルがある場合は、項目ごとに提出する。
- (4) 分析結果記入表は水環境課に電子メールで送付する。その他添付書類がある場合は水環境課宛てに電子メールで送付をするか、2部を郵送もしくは持参する。なお、1通あたりの電子メールのサイズは3MB以下に制限されているので注意すること。
- (5) 各環境管理事務所、各水質汚濁防止法政令市・事務移譲市環境担当部局の工場・事業場排水等水質分析業務受託者は、それぞれの委託者（複数の委託者がある場合はすべての委託者）に別途分析結果記入表を提出する。

## 7 報告期限

令和3年8月27日（金）

（添付書類も含めて令和3年8月27日（金）までに発送すること。）

## 8 分析結果の解析・評価

- (1) 報告された分析結果については、以下の事項について算出あるいは解析する。
  - ア 3回測定の平均値の基本統計量（平均、標準偏差など）
  - イ 機関ごとの室内精度（標準偏差、変動係数）
  - ウ ア及びイに加えて、分析方法等の要因別に解析し、その結果について報告する。
- (2) 報告された分析結果（3回測定の平均値）について日本産業規格（JIS）Q17043に準拠する方法により評価を行い、必要に応じて追加調査を行う。

※ この評価により、外れ値等とならなかったことをもって、県が参加分析機関の精度を保証するものではありません。

## 9 参加証明書の発行

6により報告した参加機関には参加証明書（様式1）を発行する。当該参加証明書は4(2)の分析結果等報告会において配付する。なお、当該分析結果等報告会に出席できない者には参加証明書を郵送する。

※ ZOOM等を用いたリモート報告会若しくは中止となった場合は郵送します。

## 10 結果の取扱い

- (1) 精度管理の結果は、環境科学国際センターが解析を行い、水環境課が取りまとめ、報告及び公開する。なお、個々の分析結果の分析機関名が特定される形態での公表はしない。
- (2) 精度管理の結果得られた統計データは埼玉県が精度管理以外の場面で使用することがある。この場合も個々の分析結果の参加分析機関名が特定される形態での公表はしない。
- (3) 分析結果記入表に書かれた内容には参加分析機関の企業情報を含む可能性があるた

め、取扱いには十分注意する。

## 11 その他

- (1) 各環境管理事務所並びに各水質汚濁防止法政令市環境担当課及び事務移譲市環境担当課の工場・事業場排水等水質分析業務受託者には、精度管理の結果、それぞれの委託者が必要と判断した場合、再分析の依頼又は立入検査を実施することがある。
- (2) 本事業に対して疑義が生じた場合は、水環境課担当者まで問い合わせること。
- (3) 結果記入表に係る質問は令和3年8月4日（水）まで受け付ける。令和3年8月6日（金）に水環境課からメールで全事業者に回答する予定である。

### <問い合わせ・連絡先>

埼玉県環境部水環境課水環境担当 肥後

T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 3 0 8 1

F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 7 3

E-mail : a3070-01@pref.saitama.lg.jp

別紙 1

1	環境科学国際センター (研修室)	〒347-0115 加須市上種足914
---	---------------------	------------------------

令和 3 年度埼玉県水質分析  
精度管理調査参加証明書

(参加事業所所在地)  
(参加事業所名称)

上の者は下記の項目について令和 3 年度埼玉県水質分析精度管理調査に参加したことを証明する。

令和 3 年 月 日

記

- ・ 生物化学的酸素要求量
  - ・ 1, 4-ジオキサン
- (※ 参加した項目のみを記載する)

埼玉県環境部水環境課長 山井 毅